

物品売買仮契約書(案)

1 売買物件	品名型式 新車 29人乗り 4WD	台数 2台
2 契約金額	一金	円
	〔 内訳：車両本体価格 円 車両本体に係る消費税額 円 〕	
3 納入期限	令和4年12月16日(金)	
4 納入場所	雲南市役所	
5 契約保証金	免除	

上記の物品売買について、発注者 雲南市長 石飛厚志（以下「甲」という。）と、納入者（以下「乙」という。）は、次の条項により物品売買仮契約を締結する。

この仮契約は、契約の締結について雲南市議会の議決があるときは、何らかの手続きをすることなくその確認をした日をもって本契約となるものとし、買受人及び売渡人は、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1条 乙は、別紙仕様書に基づいて当初の金額をもって、当初の物件を製作し、当初の期限内に納入しなければならない。

第2条 乙は、仕様書に明示されていない事項については、甲の指示に従うものとする。

第3条 甲は、乙により納入された物件について、諸検査を行い、これに合格した後、引渡しを受けるものとする。

第4条 甲は、乙に対して、補修を請求することが出来る。

第5条 乙がこの契約に違反したとき、甲は契約を解除することが出来る。この場合において、解除に伴う損害及び乙の責に帰すべき事由により契約が無効となった場合の損害は、乙の負担とする。

第6条 契約締結後、納入までの間に発生した損害は、すべて乙の負担とする。

第7条 乙は、物件を納入したときは、所定の手続きにより契約代金の支払いを請求するものとする。

第8条 甲は、乙によりこの契約の代金の請求を受けたら、30日以内に代金を支払うものとする。

上記契約締結を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 島根県雲南市木次町里方521番地1
雲南市
雲南市長 石飛厚志

乙 島根県